

2007年度第3回JEITAソリューションサービス事業委員会セミナー

# JEITAソフトウェア開発モデル契約(案)

～ 経済産業省『ソフトウェア開発委託基本モデル契約書』  
をベースとして～

2007年11月29日

JEITAソリューションサービス事業委員会  
ソフトウェア開発モデル契約WG 主査

富士通株式会社  
鈴木康史

# 経済産業省『ソフトウェア開発委託基本モデル契約書』をベースとした理由

- 旧JEITAモデル契約の基本思想をカバー
  - 多段階契約と再見積り
  - 委任/請負
  - 仕様変更管理
  - 損害賠償
- 新たな視点
  - 仕様の検討会
  - 未確定事項の取扱い
  - マルチベンダ時のプロジェクトマネジメント責任
  - 第三者ソフト、フリー・オープンソースソフトの扱い
- ユーザサイド、ベンダーサイド、第三者による検討結果

# 新JEITAモデル検討の視点

- ソフトウェア開発の経験を踏まえた検討の深化
  - 委任作業における作業量の限定
  - 複数種類の会議体を想定した規定
  - 未確定事項がユーザにより確定されない場合の扱い
  - 第三者ソフト、FOSSの扱い
- ベンダとしての立場からの変更・選択
  - 再委託
    - 事前承認
    - 業務範囲
  - 瑕疵の扱い
  - 仕様変更の協議不調時の解除権
  - 著作権の帰属
  - 損害賠償の範囲

# 委任作業における作業量の限定

ポイント	経産省モデル	新JEITAモデル
個別契約での定め方	作業期間又は納期	作業期間、 <b>作業工数(作業量)</b> 又は納期
業務の終了・確認	要件定義書(外部設計書)確定後 ○日以内に報告書提出。	次のいずれか最も早い到来時から○日以内に報告書提出。 要件定義書(外部設計書)確定 <b>作業期間の満了</b> <b>作業工数(作業量)分の作業実施完了</b>

# 開発プロジェクトにおける会議体

	経産省モデル	新JEITAモデル
考え方	『キーとなる一つの会議体』を想定したものと推測。	大規模開発では複数種類の会議体が一般的であることを前提に、経産省モデル条文へのオプションとして提示。

## 複数種類の会議体を想定した規定

次の事項を協議のうえプロジェクト計画書等の書面で定める。

開催頻度・時期

会議体の名称

各会議体で必須とする責任者・主任担当者

各会議体で取り扱うべき事項と会議体間の関係

議事録の作成分担と承認者

その他運営に必要な事項

# 再委託

ポイント	経産省モデル	新JEITAモデル
ユーザの 事前承認	A案:必要 B案:不要 (ユーザに中止請求権)	B案
再委託でき る業務範囲	個別業務の一部	個別業務の <b>全部</b> または一部
(B案) <b>ユーザ中止 請求時の費 用負担</b>	規定なし	<b>ユーザ負担</b> (理由は次ページ)

# (再委託B案)

## ユーザ中止請求時の費用負担

- ユーザが再委託の中止を請求できる場合
  - 「再委託が**不適切となる合理的理由**がある場合」
    - ベンダと再委託先間の契約の債務不履行その他の解除事由に該当する場合
      - ベンダは再委託先との契約に基づく解除
    - **かかる事由に該当しない場合**
      - ベンダは再委託先との契約に基づき解除 ×
      - 民法上の発注者の解除権
        - ▶ **請負:受注者に損害を賠償しての解除は可能。**
        - ▶ **準委任:受託者に不利益な時期の解除には損害賠償を要する。**

- 
- この場合の再委託先への賠償費用を誰が負担するか。  
ベンダには契約上の責任はない。  
要請側のユーザに負担願うもの。

# 未確定事項をユーザが 確定しない場合の扱い

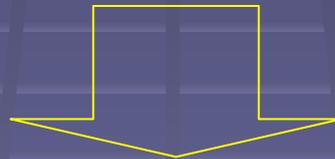
経産省モデル	規定なし
新JEITAモデル	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 未確定事項は仕様の要件として無かったものとみなす(選択肢がある場合、ベンダが選択したものをユーザが選択したとみなす)。</li><li>■ 無かったものとのみなが他の仕様の実現に支障があり、ベンダが相当期間を設けてユーザに確定要請しても確定されない場合、ベンダは契約を解除できる。</li></ul>

# 瑕疵の扱い

ポイント	経産省モデル	新JEITAモデル
定義	システム仕様書との不一致(バグを含む)	システム仕様書との不一致
損害賠償	履行に関して、相手方の責に帰すべき事由により生じた場合	<b>瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、ベンダの責に帰すべき事由により修正されない場合</b>

# 瑕疵に関する判例

- 東京地裁平成9年2月18日判例
- 東京地裁平成14年4月22判例



- 遅滞なく補修できない不具合が瑕疵であり、かかる瑕疵について賠償責任が認められる。

# 損害賠償の範囲

経産省モデル	(〇〇〇の損害に限り)損害賠償を請求できる。その累計総額は、個別契約に定める〇〇〇の金額を限度とする。
新JEITAモデル	損害賠償の累計総額は、個別契約に定める <b>委託料の金額を限度</b> とし、当事者の予見の有無を問わず <b>特別の事情から生じた損害、逸失利益</b> については <b>賠償責任を負わない</b> 。

# 第三者ソフト、FOSSの扱い

ポイント	経産省モデル	新JEITAモデル
想定するソフト	アプリ、OS、ツール等	アプリケーションパッケージ (ただし定義上は限定せず) [規定上、「本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために」利用する場合とする。]
採用手続き	<p>[ベンダ選定]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▪ベンダの情報提供義務。</li><li>▪ユーザによる採否決定。</li><li>▪ユーザが契約等実施。</li></ul> <p>[ユーザ選定]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▪ユーザが利用指示。</li><li>▪ユーザが契約等実施。</li></ul>	<p>【いずれの選定かを問わず】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 手続は<b>第37条(変更管理手続)</b>による。<ul style="list-style-type: none"><li>• 変更提案</li><li>• 変更提案への回答と<b>条件協議</b></li><li>• 協議結果により<b>変更契約</b></li></ul></li><li>▪ ユーザは契約等実施。</li></ul>

# その他

- 仕様変更の協議不調時の解除権

経産省モデル	ユーザにのみ解除権あり
新JEITAモデル	ユーザ・ベンダ双方に解除権あり

- 著作権の帰属

経産省モデル	A案(ベンダ帰属) B案(ユーザ帰属、汎用はベンダ) C案(共有、汎用ばベンダ)
新JEITAモデル	ベンダ帰属

# 今後の予定

- 以下のアウトプットを予定
  - コメントール
    - 条文の趣旨(旧JEITAモデル契約解説書を活用)
    - 条文の適用上・運用上のガイド
    - 経産省モデル契約との相違点の説明
  - モデル契約プロセスJEITA版
    - 経産省モデル契約プロセスを別観点から再編集
    - プロセスの追加
    - チェックポイントの追加
  - 個別契約サンプル

JEITA

ソリューションサービス事業委員会  
ソフトウェア開発モデル契約WG